

令和5年度羽曳野市男女共同参画推進審議会 会議議事録（概要）

日 時：令和5年11月21日（火）午後3時6分～4時22分（1時間16分）

場 所：羽曳野市役所A棟中東会議室

参加者：委員9名（会長、副会長を含む）、事務局：市民人権部職員4名
（欠席）委員4名

【開会】

【会長挨拶】

【委員紹介】

【案件】

（案件1）第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて

○事務局

資料2-1、2-2に基づき報告

○委員

- ・羽曳野市の審議会等における女性委員の占める割合や、女性職員がどれくらい管理的地位に就いているか、計画策定時の平成28年度から目標年次の令和8年度に向けての進捗状況を報告していただいたが、質問がある。
- ・育児の手が離れたと思えば、介護が待っている。なかなか家族から手が離れない実情があり、そういう環境の中で女性が中々管理職を担うことに自信が持てず、断るようなケースもあると聞くと、数値が伸びた理由を把握しているなら聞かせてほしい。また、数値を伸ばしていく考えはあるのか。

○事務局

- ・女性登用の件も含めて今回の資料の内容は、本部会議、幹事会議に諮る中で周知啓発を行っている。
- ・今後も引き続き取り組んでいく。

○事務局

- ・女性活躍推進の観点で、この間、育児、介護に関する様々な制度等が充実してきている。市役所においても、制度の充実が図られてきており、そういった働きやすい環境が整ってきていることも一因であると推察する。
- ・また、職員向けにも育児や介護に関する制度を取りまとめたハンドブック等を用いて周知していることも要因と思われる。

○委員

- ・男性職員は育児休業等を取得したいが取れる雰囲気がないというような声を聞いたこともある。少しずつではあるが、取得が進んでいることが分かりよかったと感じている。男性が育児休業等を取りにくい職場があるということを理解していただき、今後は育児や介護に関する休暇等を取りやすい環境を整えていくことが大事である。

○会長

- ・男性の育児休業の取得率等は分かるか。

○事務局

- ・人事課の方で女性活躍推進法に基づいた特定事業主行動計画を策定しており、ウェブサイトで公表している。男性の育児休業取得について最新のものです、市長部局では令和3年度で14.3%、令和2年度で0%。令和4年度の数値はまだ出ていないが、年々伸びている印象。女性は100%となっている。

○委員

- ・女性がない審議会があるにもかかわらず進捗状況について、その達成度を割合で示すのは違うのではないか。最低、どの審議会にも女性を1人、2人と入れることが大事。資料を見ても委員そのものが少ない審議会もあるようであり、女性の比率を上げることが難しい面もあるかと思うが、女性委員が0人というのはいびつではないかと思う。

○事務局

- ・本日表示している資料は第3期プランに示した各指標の進捗ということでプラン内では「%」で進捗を整理し示している。
- ・委員の意見ももっともであり、次期計画の際にはこういった指標のあり方についても検討していく必要があると思うので、意見を参考にさせていただきたい。

○会長

- ・指標を示していただきすごく分かりやすくなった。数値としても女性の登用が進んでいることも分かった。
- ・資料2-2ではNo.40、42の指標であるが、資料2-1でNo.42を見ると教員の数字である。教員管理職40人中女性4人という数値を含んでの資料2-2ということならば、目標値の達成と言われてもどうかと思う。

○事務局

- ・学校の教員については、府の職員になる。資料2-2で示した女性職員に関する数

値は市職員のものになる。

- ・資料 2-2 については、No.40 に対する資料ということで訂正させていただく。

○会長

- ・達成したものだけではなく、達成できていないものについてもデータで示していただくなど、今後の議論の際には願います。
- ・先ほどの審議会における女性割合の件であるが、防災関係の審議会における女性委員の割合は圧倒的に低い。女性の意見が反映されることは今後の課題としても重要である。

○委員

- ・健康づくり関係も低い。この分野も増やしていくべき。

○委員

- ・育児休業の数字等を公表されているのか。実際、取得は増えているのか。

○事務局

- ・公表している。先ほども紹介したように男性の育児休業の数字としては増えている。令和 3 年度は、女性は 100%で、男性は 14.3%。令和 4 年度の公表はもう少し先になるがおそらく男性の育児休業取得率は伸びていると予想される。

(案件 2) 人権推進課における男女共同参画事業について

○事務局

資料 3 に基づき説明 (令和 4 年度実績および令和 5 年度計画の概要)

○委員

- ・羽曳野市でも面接・相談をやっている。自分も相談業務に関わっているが、実感としてモラルに関する相談が多い印象。モラルハラスメント、精神的、暴言についての悩み相談も多い。
- ・相談事業の回数が少ない気がする。相談員による予約が 2～3 か月後という場合もある。相談者によっては、2～3 か月後ではなくもっと期間を詰めて相談をしたいというケースもある。
- ・市主催の相談の予約が 2～3 か月後というように間が空くときは自分が所属するウィメンズセンター大阪を窓口にして相談を引き継いでいるが、市主催の相談回数を増やす方向で考えてもらえればと思う。

○委員

- ・相談業務という点で関連して発言する。人権擁護委員を務めているが、先日、性

被害の当事者の話を聞くことがあった。電話相談をして、すべてを言わされること自体、非常に苦痛であるということであった。聞いた事例では、教育委員会が話を聞いたようだが、相談を受けた者は専門家ではないので、結果、2次被害のような感じになったようだ。

- ・カウンセリングの専門家が聞くのであればいいが、我々人権擁護委員も、専門家ではないので、安易には聞かないようにということを言われている状況。
- ・その辺り、市役所内の実態はどうなっているか。

○事務局

- ・相談の電話が入り、職員で対応できるケースは対応している。
- ・専門家のカウンセリング等が必要な場合は、市で実施している女性相談等へ繋いでいる。また大阪府等の関係機関へ繋いでいる。

○委員

- ・新聞で見たが、政府でもDV相談ナビ等の番号を周知している。
- ・相談には、専門的な学習を積むことが重要。この間、警察も変わってきている。警察に繋いで、そこから専門的なカウンセリングのところに繋いでもらうこと等も必要かと思う。
- ・市もそういったことについて、また考えていただきたい。

○会長

- ・貴重な意見であり、指摘のとおりと思う。DV被害等についても増加傾向にある。そういったことについても数値を示してもらえればと思う。
- ・刑法も変わり、性暴力被害に関しては警察も協力的になってきている。市も従来通りに対応するだけでなく、新しい状況にも対応することが求められる。
- ・本日配付された「きらり HABIKINO」の冊子の裏に女性、男性の相談窓口の記載があり、非常に良い取り組みである。他方で、性的マイノリティの問題に対する専門性はあるのか、また実態はどうなっているのか。

○事務局

- ・本市では男性専門の相談窓口はない。大阪府のドーン財団が実施しており、そこへ繋いでいる。

○委員

- ・男性に関する相談は非常に増えている。大阪府ではワンストップ相談が浸透してきており、男性相談、女性相談、性的マイノリティについての相談もそこで受けている。同行支援や法律相談等も行っている。
- ・大阪府ではワンストップの性暴力救援センター「SACHICO」を松原市の民間病

院の中に作ったが、ドクターにも限界がありパンク状態。先駆的な存在であるが、体制的に厳しい状況である。

○会長

- ・性暴力への対応、市民への周知啓発が課題と思う。
- ・教育委員会も絡むかもしれないが、デート DV 等の状況は分かるか。

○事務局

- ・本日は手持ち資料がないので、教育委員会に確認のうえ、改めて報告する。

○委員

- ・羽曳野市での対応は専門の人か。

○事務局

- ・電話を受けるのは一般の職員になる。

○事務局

- ・事務局職員自身、過去に養成講座を受講した。実際対応した男性相談では、性加害のケースではなかった。

○委員

- ・相談を受ける側の対応として、「何ですか？」と杓子定規に尋ねるのと「どうされましたか？」と聴く姿勢を伝えるのでは印象が違う。私も専門家ではないが、とりあえず相談者を包み込む、受け止めるということ意識している。
- ・相談する側も電話することは勇気がいること。勇気をもって相談してきた人や困っている人を救うために相談窓口があるということを再認識し、相談してきた人の気持ちを汲み取るということをお願いしたい。繰り返しになるが「何ですか？」と聞かれるのと「どうされましたか？」と聞かれるのでは印象が違う。精神的に困っている人は、たった一言でまた落ちていくことがある。
- ・相談者に対して言葉は刃にもなるということを理解しておいていただきたい。

(案件3) その他

○事務局

Ⅰ【法改正に関する報告】

- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」が令和5年6月23日に施行、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行する。

- ・これらに関して市役職員向けにジェンダーアイデンティティに留意した市民対応、性的マイノリティや多様な性に対応しうるような意識・知識の共有と啓発を実施。また、対外向けには毎年発行している男女共同参画冊子「きらりHABIKINO」で特集を組み、啓発を実施したところである。

2【来年度以降についてのお願い】

- ・委員の任期は、令和6年5月31日で満了。来年度は、改めての委嘱となる。会議の開催にあたっては、なるべく早めの通知をさせていただく。
- ・今年度も審議いただく案件が生じた場合、条例第15条に基づく「意見等の申し出」があった場合は、正副会長と相談させていただき、連絡させていただくので、よろしく願います。

○会長

- ・本日の審議事項について、特に異議等はないか。
- 《一同、異議なし》

【閉会】